

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術研修実施規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構講習等規程（13 規程第 37 号。以下「規程」という。）第 3 条の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）が行う同規程第 2 条第 3 号に定める園芸又は茶業に必要な学理及び技術の修得を目的として行う農業技術研修（以下「研修」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(研修を実施する機関)

第 2 条 研修は、果樹研究所、野菜茶業研究所及び九州沖縄農業研究センター（以下「研修機関」という。）が実施するものとし、それぞれ研修機関の次に掲げる事務所（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構組織規程（13 規程第 2 号）第 425 条第 1 項に規定する研究所等又は同規程第 431 条第 1 項に規定する支所等をいう。以下同じ。）において研修を行う。

一 果樹研究所 次に掲げる事務所

ア 果樹研究所

イ 果樹研究所カンキツ研究興津拠点

ウ 果樹研究所カンキツ研究口之津拠点

二 野菜茶業研究所 野菜茶業研究所金谷茶業研究拠点

三 九州沖縄農業研究センター 九州沖縄農業研究センター久留米研究拠点

(研修期間)

第 3 条 研修の期間は、2 年とし、毎年 4 月に始まり、翌々年の 3 月に終わる。

(受講の資格)

第 4 条 研修は、園芸又は茶業の業務に従事し、又は従事しようとする者であって、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者と研修機関の長が認めた者でなければ、受講することができない。

(受講の申請手続)

第 5 条 受講しようとする者は、研修機関の長が定める日までに、次に掲げる書類を研修機関の長に提出しなければならない。

一 申請書（別記様式第 1 号）

二 履歴書（別記様式第 2 号）

三 学業成績証明書（在学中である者にあつては、卒業の見込みである旨を併せて記載すること。）

四 健康診断書

五 その他研修機関の長が必要と認める書類

(受講の承認等)

第6条 研修機関の長は、前条の規定により受講の申請があった者につき、筆記試験その他の方法による選考を行い、受講の承認をするかどうかを決定し、その旨を申請した者に通知する。

(受講の費用)

第7条 研修に係る受講料は、徴収しないものとする。

2 受講のための往復旅費、研修期間中の滞在費その他受講のために必要な経費については、受講する者（以下「研修生」という。）が負担するものとする。

(研修生の義務)

第8条 研修生は、研究機構並びに研修機関及び研修を受講する事務所が定める諸規程を遵守しなければならない。

2 研修生は、受講期間中、研修機関の長、当該研修に係る事務を総括する課長及び直接研修を担当する者等の指示に従わなければならない。

(受講の停止等)

第9条 研修機関の長は、研修生について、研修生たるにふさわしくない行為があったとき、又は所定の研修課程を修了する見込みがないと認めたときは、受講を停止し、又は受講の承認を取り消すことができる。

(成果の公表等)

第10条 研修生が、研修を受講する事務所において受講期間中に得られた情報及び技術上の成果等を公表しようとするときは、あらかじめ、研修機関の長の承認を得なければならない。

(特許権等)

第11条 研修生が、受講期間中に得られた技術上の成果等について発明をしたときは、その発明に係る特許を受ける権利又は特許権は、研究機構に帰属する。

2 前項の規定は、実用新案、意匠及び品種登録に係る育成者権について準用する。

(守秘義務)

第12条 研修生は、研修期間中に研究機構内において知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(修了証)

第13条 所定の研修課程を修了した研修生に対しては、別記様式第3号による修了証書

を交付する。

(研修に関する報告)

第14条 研修機関の長は、毎年4月15日までに、別記様式第4号による農業技術研修実施概要総括表を理事長に提出しなければならない。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、研修機関の長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成13年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日の前日までにおいて、果樹試験場及び野菜・茶業試験場農業技術研修規程（昭和36年農林省告示第1360号）第7条の規定に基づき、当該受研が承認された者については、研究機構の設立後において第6条の規定に基づき受講が承認された者とみなすものとする。

附 則（平成14.4.1 規則第21-1号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15.10.1 規則第21-2号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16.4.1 規則第21-3号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18.4.1 規則第21-4号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
〇〇研究所農業技術研修受講申請書

〇〇研究所長 氏 名 殿

現住所

（ふりがな）

氏 名 ㊟

生年月日 年 月 日生

〔研修場所〕 において行われる農業技術研修を受講したいので、関係書類を添えて申請いたします。

平成 年 月 日

写真ちょうふ箇所

- 備考 1 〔研修場所〕の部分には、受講する事務所の名称（第2条各号に掲げるもの）を記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

履 歴 書

現住所

（ふりがな）

氏名

生年月日 年 月 日生

1 学 歴

2 職 歴

3 資格・免許

4 賞 罰

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏 名

第 号	修 了 証 書	右は 〔研修場所〕	における農業技術研修の課程を修了したことを証する	平成 年 月 日	本籍地 氏 名 年 月 日 生	○ ○ 研 究 所 長 氏 名 印	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
--------	------------------	--------------	--------------------------	-------------------	-----------------------------------	---	-----------------------

- 備考 1 〔研修場所〕の部分には、受講した事務所の名称（第2条各号に掲げるもの）を記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格B4又はA3とする。

農業技術研修実施概要総括表

年度

研修機関名

研修生の出身 都道府県名	研修生氏名	研究所等	研修期間	備考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。